

再発防止検討委員会報告書を受けた本区の取組

1 不適切保育の未然防止

区内保育施設等における不適切保育の未然防止を図っていくため、以下について、取組を進めています。

- (1) 採用時における保育士特定登録取消者管理システムでのチェック、ガイドラインの周知徹底
各保育施設長が集まる園長会等を実施、国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等の周知徹底を図っています。また、職員採用時における「保育士特定登録取消者管理システム」の活用について、周知徹底し、採用時における確認を促しています。

- (2) 保育環境の整備

区内全保育施設を対象として、カーブミラー等、園内の死角を減らすための環境整備事業を行います。また、更なる園内の死角を減らすための環境整備を図っていくため、保育記録カメラや扉の透明化等の環境整備についても、事業検討を行っています。

- (3) 通報窓口の周知及び体制の強化

各保育施設長が集まる園長会等を通じて、保育士や保護者の方による通報窓口となる区の公益通報制度の周知徹底を図ると共に、各園に「不適切な保育に関する相談窓口」のポスター掲示等を行い、同窓口の周知の拡大を図っています。

- (4) 児童の権利を守るという環境構築

児童の権利を守っていくため、区内の全保育施設等従事者を対象として、子どもの権利擁護に関する研修を実施しています。

2 保育施設等に対するサポート体制の充実

区内保育施設等に対するサポート体制の充実を図っていくため、以下について、取組を進めています。

- (1) 巡回による支援の強化

保育施設への指導検査や定期的な巡回の中で、不適切保育の未然防止対策について重点的にヒアリングを行い、チェック体制の強化を図っています。

- (2) 人材育成のための支援の強化

区内の保育施設に従事する職員の人材育成を図っていくため、区内の全保育施設等従事者を対象として、人権や性教育に関する研修を実施しています。

3 今後について

外部の有識者を含めた専門機関を設置し、こうした区の取組に関して進捗状況の確認や検証を行っていくことで、再発防止の取組を着実に進めていきます。